

Ref Hoc # 1640

次官補政治第七〇一號

ベルリン一九四一年（昭和十六年）七月二十三日

「コスメリー」大使ハ本日「ローマ」ヨリ七月二十二日一電報第六三六  
號ヲ發告サレタ如ク次ノコトヲ持チ出シテ來タ。  
日本大使ハ訓令ニ基キ「イタリー」政府ニ印度支那ニ於ケル海軍根據地ソ  
ノ他ヲ承認スルコトニツイテ「フランス」ニ宛テタ覺書ヲ「フランス」  
政府ニ對シテ支持スル様ニ頼ンダ「アンフゾ」ハ「イタリー」ハ「ヴィシ  
ー」ニ代表ヲ有サヌ又「ローマ」カラノ電報ニハ云ハレテナカツタコト  
ダガ「フランス」政府トノ接觸ハ休戰委員會ヲ通ジテノミ行ハレ、コノ  
委員會ハソノ様ナ問題ノタメニ使ハレルコトハ普通ニナイノデアルト答ヘ  
タト「コスメリー」氏ハ訓令ニ基キ我々ハ同ジ様ナ日本ノ要請ヲ受ケタカ  
否ハ我々ハ「ヴィシー」デ何等カノ措置ヲ採ツタカ否カヲ質ネタ。  
余ハ「コスメリー」氏ニ日本政府ハコノ件ニツキ我々ニ報告シ又我々が「  
ヴィシー」政府ニ働きカケル様ニ望ンダト云ツタソノ間ニ「フランス」政